

平成 26 年 5 月 27 日

米国商品先物取引委員会（CFTC）公表の「Review of Swap Data Recordkeeping and Reporting Requirements」に対するコメント

一般社団法人全国銀行協会

全国銀行協会として、CFTC が本年 3 月 26 日に公表した「Review of Swap Data Recordkeeping and Reporting Requirements」に対してコメントする機会を与えられたことに感謝の意を表したい。今後、我々のコメントが十分に斟酌されることを期待する。

## I. コンファメーション・データについて

### コメント 1. コンファメーション・データの定義について (Q1)

コンファメーション・データは“all of the terms of swap matched and agreed upon by the counterparties in confirming the swap”と定義されているが、この定義は不明確であるため、どのようなデータを報告すべきか明確にすべきである。

当局は報告されたデータから取引参加者が約定したスワップ取引を再現するわけではなく、報告データ項目を削減したとしても、当局が取引状況を把握するに十分な情報は得られることから、「全ての」取引条件を報告させる必要はないと考える。

スワップ情報蓄積機関（SDR）報告の目的はスワップ取引に関する最新かつ正確なデータを網羅的に保持することにより、そのリスクを把握しモニターすることが目的であると理解している。

コンファメーション・データとして報告されるべき項目は当該目的上必要なものであり、かつ取引参加者に過度の負担を強いるものであってはならないと考える。例えば、コンファメーション・データとして報告すべき項目を 17 CFR Part 45 “Swap Data Recordkeeping and Reporting Requirements” の Appendix 1 に記載されている”Minimum Primary Economic Terms (PET) Data”に限定しても、本規制の趣旨は達成可能であると考えます。

### コメント 2. 報告者の相違による報告項目の差異について (Q2、3)

正当な理由なく取引参加者の報告項目の負担を増加することは回避すべきであることから、清算集中されデリバティブ清算機関（DCO）から報告されるスワップおよびスワップ執行ファシリティ（SEF）で取引執行され同ファシリティから報告されるスワップと、報告主体である取引参加者が報告するスワップの報告項目に差異を設けることには反対しない。

## II. コンティニューエーション・データについて

### コメント 3. スワップのリンクの報告について (Q6)

スワップのリンクを報告することは、技術的には難しい一方で、それを把握することの効果は大きくないと考えられることから、スワップのリンクは報告項目とすべきではない。

SDR 報告の目的はスワップ取引に関する最新かつ正確なデータを網羅的に保持することにより、そのリスクを把握しモニターすることであると理解している。

当該目的は、その時点で存在するスワップの最新かつ正確な情報が報告され、SDR に記録保存されていることにより達成可能であり、スワップのリンク情報が重要な情報であるとは考えられない。

現状多くの金融機関では、マニュアルやシステム上のメモ欄でスワップのリンクを管理しており、リンク情報を報告するために必要となる投資と当該情報の有用性を鑑みるに、当該項目は、費用対効果のある報告項目ではなく、スワップのリンクを報告項目とすることは取引参加者に過度の負担を強いるものであると考える。

#### コメント4. 取引参加者からのスワップ評価額データの報告について (Q8)

清算集中されたスワップの評価額データは DCO からの報告で十分であり、清算集中した取引の時価の報告を求めるのは取引参加者にとって過度な負担であることから、取引参加者に別途報告することを求めるべきではない。

取引参加者は DCO が算出した評価額をもとに証拠金の受渡しを行っていることから、当該 DCO の評価額が当局に報告されることで、当局による監督目的上十分であるとする。

#### コメント5. エンドユーザーからの時価の報告について (Q8)

エンドユーザー全てが自ら時価を算出できるわけではないため、エンドユーザーに対する負荷は、最終的に金融機関の負担に繋がることから、エンドユーザーに時価の報告を求めるべきではない。

#### コメント6. アmend発生時のスワップ取引 ID について (Q9, 51)

個々のスワップ取引 ID (USI) を変更すべきイベントと変更すべきでないイベントを明確に定義し、USI を変更すべきイベントが発生した場合にのみ新規 USI を採番し、報告することは技術的に困難である。

例えば、Amend発生時に、システム上は既存取引をキャンセルし、Amend後のスワップを新規取引として取り扱う場合において、キャンセルしたスワップの USI を、新規取引として認識しているAmend後のスワップに引き継ぐのではなく、Amend後のスワップに新規 USI を付与することを認めていただきたい。

SDR 報告の目的はスワップ取引に関する最新かつ正確なデータを網羅的に保持することにより、そのリスクを把握しモニターすることであると理解している。

たとえ上記の例において、Amend後のスワップがAmend前のスワップと異なる USI が付与されていても、USI は一意であり、その時点でのスワップの最新かつ正確なデータが

SDR に報告されるため、当該目的上十分であると考える。

### III. トランザクション・タイプ、エンティティ、ワーク・フローについて

#### コメント 7. 複雑・特殊なスワップの報告方法について (Q16)

複雑・特殊なスワップは複数明細に分割して報告する方法を認めるべきである。複雑・特殊なスワップは、金融機関の内部では標準化された取引内容の複数明細に分割されて管理している場合が多く、複雑・特殊なスワップは本来、1つの明細で報告するべきであるが、技術的に困難な場合は（ポジション管理上の取扱いに沿って）複数明細に分割して報告することも許容していただきたい。

SDR 報告の目的はスワップ取引に関する最新かつ正確なデータを網羅的に保持することにより、そのリスクを把握しモニターすることであると理解している。

取引参加者が管理している方法にもとづき報告を行うことにより、取引参加者が保有するリスクは適切に報告されるため、当該目的上問題ないと考える。

### IV. PET データ等について

#### コメント 8. 両取引当事者による同一の USI の使用について (Q28)

取引当事者が同一の USI を使用し報告を行うことの重要性は認識しているが、業界全体のインフラが整うまでは必須報告項目とすべきではないと考える。

USI について、特に為替系プロダクトではお互いに交換して同一の USI を利用する慣行が十分に浸透していないと認識しており、全てのスワップ取引において取引当事者が同一の USI を共有し利用するプラクティスを実現するためには、個々の取引当事者におけるシステム投資および業界としてのインフラ整備が必要となるため、十分な時間が必要である。

#### コメント 9. 報告ヒエラルキーにもとづく報告について (Q28)

ヒエラルキーにもとづく報告が適切に行われない現状を鑑みるに、むしろ、報告の網羅性を確保するためにヒエラルキーに関わらず全ての取引を報告することを許容するべきである。報告ヒエラルキーにもとづき取引当事者の一方が報告主体として報告を行うことについては、業界全体として課題があると認識しており、特に為替系プロダクトにおいては、各取引参加者がヒエラルキーに従って報告を行うインフラが整っておらず、十分な時間とシステム投資が必要である。

なお、両取引当事者の報告内容が異なることによるリスクは、ポートフォリオ・リコンシリエーションにより十分に軽減されるものと考える。

#### コメント 10. コラテラリゼーションに係る報告について (Q32)

コラテラリゼーションについては、技術的に困難な報告項目の一つであることから、当面は追加の報告を求めるべきではない。

現在の担保のやり取りは取引先毎、取引毎に複雑な条件で決定されており、正確な報告を行うことは困難である。

コラテラリゼーションは今後の証拠金規制の導入により一定の標準化が図られると考えられるため、証拠金規制の導入と平仄をとる形で報告すべき項目を決定すべきであると考ええる。

#### V. その他の SDR およびカウンターパーティー・オブリゲーションについて

##### コメント 11. PET データの変更を伴わないコンティニューエーション・データ報告について (Q48)

Life cycle event data 報告によるコンティニューエーション・データ報告を行う場合には、PET データ変更の報告が行われている限り、PET データ変更を伴わないイベントについて報告することは問題がない旨明確化すべきである。

コンティニューエーション・データ報告について、PET データが変更になった場合のみ報告を行っている取引参加者は多くないと理解している。通常はシステム上、何らかのデータ変更が行われた場合にデータを再作成して送信することにより報告データの正確性を担保しているため、PET データの変更を伴わないイベントについても報告を行っている。

SDR 報告の目的はスワップ取引に関する最新かつ正確なデータを網羅的に保持することにより、そのリスクを把握しモニターすることであると理解しており、この目的上、取引データに更新があった場合に更新することで、正確性の担保が可能である。

以 上